

選択権付債券売買取引状況

<統計の目的>

広く一般の皆様にご理解いただく指標の一つとして、選択権付債券売買取引の状況を公表しています。

<用語の定義>

- ・「選択権付債券売買取引」とは、当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であって、行使期間内に受渡し日の指定が行われない場合には、当該債券売買取引の契約が解除されるものをいいます。
- ・「新規」とは、当月中に新規約定した選択権付債券売買取引をいいます。
- ・「権利行使」とは、当月中に選択権保有者が選択権付与者に対して対象債券の受渡し日の通知を行った選択権付債券売買取引で、実際に対象債券及び当該債券の代金の受渡しを行うことをいいます。
- ・「権利放棄」とは、当月中に選択権保有者が受渡し日の指定を行わず権利行使期間の終了を迎えた選択権付債券売買取引のことをいいます。
- ・「相殺」とは、既に存在している選択権付債券売買取引について同一の取引相手と同一条件の取引を現在の選択権の保有・付与と逆の立場の取引契約を当月中に新たに成立させることにより取引の解消を図ることをいいます。
- ・「コール買い」とは、選択権付債券売買取引における選択権保有者であり、選択権を行使することにより対象債券の購入者として対象債券売買取引に係る受渡日を指定することができます。一般的には買う権利の買いといわれます。
- ・「コール売り」とは、選択権付債券売買取引における選択権付与者であり、コール保有者が権利行使した場合、対象債券の売却者として受渡しに応じる義務が発生します。一般的には買う権利の売りといわれます。
- ・「プット買い」とは、選択権付債券売買取引における選択権保有者であり、選択権を行使することにより対象債券の売却者として対象債券売買取引に係る受渡日を指定することができます。一般的には売る権利の買いといわれます。
- ・「プット売り」とは、選択権付債券売買取引における選択権付与者であり、プット保有者が権利行使した場合、対象債券の購入者として受渡しに応じる義務が発生します。一般的には売る権利の売りといわれます。

<作成方法>

協会の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った選択権付債券売買取引の状況について報告を求め、協会がこれを集計しています。

※特別会員については、登録金融機関業務にかかる取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

- ・月末売買残高及び月中売買状況は、約定ベースで額面により集計しています。
- ・外貨建債券の取引が含まれる場合があるため、前月末売買残高に月中売買状況を加減した結果が当月末売買残高に一致しない場合があります。

<公表時期>

原則として毎月最終営業日に、本協会のホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

公社債・金融商品部市場統計業務室（TEL：03-6665-6774）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。